

西魏・北周の胡姓賜与

宇和川 哲也

目次

- 序
- 一 胡姓賜与の対象
- 二 胡姓賜与の実態
- 三 胡姓受容の原因
結

序

北魏の漢化政策は、北魏道武帝の部族解散、太武帝の華北平定を経て、孝文帝の洛陽遷都、胡服・胡語・胡姓の禁止により頂点に達した。しかしその政策は、特に北鎮に残留して賤民視された北族軍人の不満を招き⁽¹⁾、六鎮の乱を誘発し、東魏（五三四—五四九年）と西魏（五三五—五五六）に分裂する契機となつた。そして東魏は高歛を中心として山東地方の広い地域を支配し、文化が比較的に発達して人口も多く⁽²⁾、北族軍人が漢族有力者と結びついて伝統的

漢族文化を追い求め、基本的には北魏の政策を継承した。それに対して、西魏は宇文泰を中心に関中という狭い地域に建国され、文化が著しく立ち遅れて⁽³⁾ 人口も少なく、富国強兵策に努め、辺境に残存した胡風を採用して北族的体制をとった。

すなわち宇文泰は、北鎮より南下して関中地方の霸者となり、大統元（五三五）年元宝炬（文帝）を擁立して西魏を建て、その後約十年間、東方の東魏、北方の柔然、西南方の氐などと攻防を繰り返したが、大統九（五四三）年、邙山の戦いで東魏に敗れると、官制・軍制の大改革に着手した。まず軍隊の中核をなす北族の絶対数が少ないため⁽⁴⁾、広く関隣地方の漢族名家から兵士を募集して国軍の拡充を図り⁽⁵⁾、翌大統十（五四四）年には中興永式を制定した。そして大統十五（五四九）年には、『北史』卷五西魏文帝紀に、

（大統十五年）初めて諸の代人の太和中に姓を改めし者に詔して、みな旧に復せしむ。

とあるように、北魏孝文帝時代に漢姓に改姓した北族に胡姓を復活させ、そのうえで大統十六（五四〇）年に二十四軍制を樹立し、廢帝三（五五四）年に九命の典を作成、恭帝三（五五六）年には『周礼』に基づく六官制を制定するとともに、この前後に多数の漢族に対して胡姓を賜与したのである。

大統年間末期から廢帝・恭帝期にわたるこの官制と軍制の改革は、要するに北魏の漢化体制を北族的体制へ転換させたのであり、それは宇文泰の死後、宇文氏一族が恭帝を廢位して建てた北周（五五七—五八一年）においても持続された。ところが北周末、外戚の隋國公楊堅が実権を握ると漢制に基づく新たな体制樹立を意図し、『周書』卷八静帝紀大象二年十一月癸亥の条の詔に、

諸の姓を改めし者は、悉く宜しく旧に復すべし。

とあり、『隋書』卷一高祖紀上に、

大定元年春二月壬子、令して曰く、已前の賜姓は、皆その旧に復すべしと。

とあるように、周隋革命に先だつ大象二（五八〇）年と大定元（五八一）年の二回にわたつて詔し、西魏・北周時代に漢族に賜与された胡姓を、再びもとの漢姓に戻させていた。しかしそれはまた西魏・北周時代の胡化政策において、漢族に対する胡姓賜与が重要な一環となっていたことを示しているのである。

西魏・北周時代の改革についてはすでに多くの研究があり⁽¹⁾、この改革の過程でなされた胡姓賜与についても岡崎文夫氏・浜口重国氏・内田吟風氏・谷川道雄氏・大川富士夫氏らの見解がみられる。まず岡崎氏はその目的について「漢族が蛮姓となるも、蛮族が漢姓を冒すも、要するに、両者の間容易に通融し得るものであつて、漢蛮の境界は、かかる改姓の度重なるによつて却つて自然に撤消せらるるのではないか⁽²⁾。」と述べられた。ついで浜口氏は「漢蛮を通じて新たに氏族を分定し直し、その当然の結果として、宇文泰並に彼の直系元從の臣僚の家格を引き上げんとするに在つた⁽³⁾。」と述べられ、これに対して内田氏は「漢人姓族に虜姓を付与して漢蛮を混じ、門閥と寒門とを識別し難くし、且つ同一族の者等にも種々異つた虜姓を分与する事により、大門閥の発生進出を防止せんとする⁽⁴⁾。」とされた。また谷川氏は「胡姓復活の意味は、北魏建国以前の部族連合の昔に回帰するという点にあつた。もちろん現実に過去への復帰ができるわけはない。要するに、そうした復古的理念に立つことによつて、あるべき国家像を示したのである⁽⁵⁾。」と述べられ、大川氏は「賜姓の事実が、単なる氏族分定であつたという以上に、宇文泰の西魏政界に於ける自己勢力拡充の傾向を暗示するものではなかろうか⁽⁶⁾。」とされた。この他に、姚徽元氏は「（北）魏初の部落組織を回復してその戦闘力を増加するため⁽⁷⁾」とされ、谷霽光氏は「鮮卑の血縁関係によつて統治勢力を強固にし、賜姓は功績のある将領に加えて、鮮卑の血縁関係を府兵系統中に拡大する⁽⁸⁾」ものとされ、陳寅恪氏は「六鎮と関係を発生させ、胡姓を賜い、鮮卑の部落の後を継がせ⁽⁹⁾」るためと考えられている。しかしこれらの研究も⁽¹⁰⁾、主とし

て胡姓賜与の目的の指摘に留まり、その実態について具体的な説明はなされていない。そこで本稿では主として漢族に対する胡姓賜与の実態を究明し、ひいて胡漢関係に再検討を加えて、西魏・北周社会の性格を解明する手掛りとしたい。

一 胡姓賜与の対象

西魏・北周時代の胡姓賜与の事例を、『周書』・『北史』・『隋書』の正史および『庾子山集』・『全後周文』・『金石萃編』・『隴右金石錄』などの石刻史料から見ると、表Ⅰのように六十六例がある。

胡姓を賜与された漢族は当然その多くが名家であつたと考えられるが、『新唐書』卷一百九十九柳沖伝所引の柳芳の氏族論には、各地域ごとに名家を分類し、併せて各名家の等級を規定して、

江を過ぎれば則ち僑姓たり、王謝袁蕭大なり。東南なれば則ち吳姓たり、朱張顧陸大なり。山東なれば則ち郡姓たり、王崔盧李鄭大なり。閔中も亦郡姓と号す、韋裴柳薛楊杜これに首たり。代北なれば則ち虜姓たり、元長孫宇文于陸源竇これに首たり。……郡姓なる者は、中國の士人を以て、閻閼を差第して、これが制をなす。凡そ三世に三公ある者は膏梁と曰い、令・僕ある者は華腴と曰い、尚書・領・護而上なる者は甲姓となし、九卿もししくは方伯なる者は乙姓となし、散騎常侍・太中大夫なる者は丙姓となし、吏部正員郎なるものは丁姓となす。凡そ入るを得る者は、これを四姓と謂う。

と述べている。もとよりこれは後代の所論であるが、北魏、特に孝文帝時代の名族分定について最も詳細に伝えてい ると思われる所以で、以下、この柳芳の氏族論に従つて表Ⅰの漢族を分類し、胡姓賜与の対象を調べてみたい。まず、名地の名家のうち、西魏・北周の領域に照らして、山東郡姓・閔中郡姓を抜き出し、これを第一等級漢族名家として分類すると表Ⅱ①・②となる。次に、これら以外で、曾祖父・祖父・父が州刺史または郡太守であったものを選び、

表 I 胡姓賜予表

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
36	29	29	20	37	11	30	29	29	32	35	36	32	43	39	37	37
整令狐	劉雄	李和	閻慶	寇備	協叱羅	李穆	王勇	柳敏	孝鄭穆	楊纂	楊纂	陸通	陳忻	韋瑱	文襄	李彥
宇	字	宇	大	若	口引氏	宇文氏	利	宇文氏	宇文氏	莫胡盧氏	步六孤氏	恭帝二	尉遲氏	賀蘭氏	文氏	文氏
文	文	文	野	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	恭帝三	恭帝一	恭帝二	恭帝一	恭帝一	廢帝元
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	恭帝三	恭帝九	恭帝三	恭帝一	恭帝一	恭帝一
西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	西魏中
535	535	535	535	535	535	554	554	554	553	551	543	543	555	555	555	552
535	535	535	535	535	535	556	556	556	556	556	556	556	555	555	555	555
敦	煌	人	其	先	後	河	南	共	弘	代	河	廣	京兆	河東	梁郡下邑人	梁郡下邑人
煌	人	人	徙居	徙居	後	谷	陰人	先	農華陰人	武川人	東解	寧人	杜陵人	聞喜人	聞喜人	聞喜人
臨洮	洮子城人	城人	徙居	徙居	後	昌平人	人	後	代	河	縣人	人	宜陽人	京兆杜陵人	京兆杜陵人	京兆杜陵人
北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
67	66	66	66	61	27	59	68	66	67	67	67	67	69	66	64	70
63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
//	//	//	//	//	//	//	北	//	周	北	//	//	//	//	//	//
14	13	21	75	75	74	73	73	37	35	62	15	37	36	33	43	33
鄭常	陸逞	裴鴻	張羨	尚希	楊	郭衍	周搖	李屯	寮尤	崔說	王秉	高賓	劉志	趙昶	韓雄	王悅
宇	字	字	字	字	叱	叱	叱	孤	宇	拓	王	若口引氏	字	字	字	字
文	文	文	文	文	羅	普	六茹氏	孤氏	文	氏	氏	氏	文	文	文	文
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	535	537	553	557	557	557
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	581	564	560	558	558	558	557
予州	榮陽人	吳郡人	河東	聞喜人	河間	鄭人	弘農人	自云	太	安	定	博陵	上谷	渤海	汝頑	解人
陸通	的弟	金	隋	隋	隋	隋	隋	隋	隋	隋	隋	北	72	隋	北	北
的弟	金	37	46	46	46	61	55	55	55	55	55	56	56	41	69	69

66	65	64
周 25	隴 1	〃14
吳妻 氏	趙佺 尉	張慈賀 婁氏
宇文 氏	遲 氏	?
保定一		
		?
		?
	562	天水上 都人
		北 59

註一、周||『周書』、北||『北史』、隋||『隋書』、全||『全後周文』、

庚||『庚子山集』、金||『金石萃編』、隴||『隴右金石錄』。

二、数字は巻数。

三、61裴鴻は周開府高昌侯裴鴻碑、62陸遲は周太子太保步陸

五、賜姓の異同。

33 陸通—部六孤氏（『北史』卷六十九）

38 楊紹—叱呂引氏（『北史』卷六十八・『隋書』卷四十三）

39 李穆—拓拔氏（『北史』卷五十九）

孤遲神道碑、63鄭常は周兗州刺史広饒公宇文公神道碑、64張慈は周車騎大將軍賀婁公神道碑、65趙佺は周開府儀同鳳州刺史尉遲墓誌による。
四、16唐瑾の本貫地を、北史卷六十七は「北海平寿人」と記す。

そのうちで隴西李氏・河東樊氏のような著名な一族を第二等級漢族名家とすると表Ⅲになり⁽⁶⁾、それ以外のものを第三等級漢族名家とすると表Ⅳになる⁽⁶⁾。そして、表Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに分類できないものを第四等級漢族としてまとめたのが表Vである。

まず、表Ⅱによれば、①の山東郡姓の場合は、柳芳の挙げる五氏のうち、滎陽鄭氏に宇文姓が賜与されているが、太原王氏・清河崔氏・范陽盧氏・趙郡李氏に対する賜姓は見当たらない。なお、表Iの22王雄は太原人とあるが、字が「胡布頭」であることから、太原王氏を冒称した北族と考えられ⁽⁶⁾、53王秉も、拓王という胡姓を賜与されていることから、高句麗族の王氏と考えられる⁽⁶⁾。さらに、5王盟・33陸通・40叱羅協・57周搖・62陸遲も北族と考えられるので⁽⁶⁾、これら七例は表Ⅱ以下から除外する。②の閬中郡姓の場合は、柳芳の挙げる六氏のうち、京兆韋氏・河東裴氏・河東柳氏・河東薛氏に宇文姓、河東裴氏に賀蘭姓が賜与されているが、弘農楊氏・京兆杜氏に対する賜姓は見当たらない。なお、表Iの21楊忠は、弘農華陰人であるが、しばしば血統が問題となる隋の文帝楊堅の父であり、北

表Ⅱ 第一等級漢族名家賜姓表

表Ⅱ② 関中郡姓賜姓表

63 35	氏姓・本貫	姓名	本貫地	賜姓
	范陽盧氏 趙郡李氏 鄭常	太原王氏 清河崔氏 滎陽鄭氏 鄭孝穆		
			滎陽開封 予州滎陽	
			宇文氏	

表Ⅲ 第二等級漢族名家賜姓表

54 51 45 43 39 27 20 19 13 8	氏姓・本貫	姓名	本貫地	賜姓	備考
博陵崔氏 渤海高氏 敦煌令狐氏	河東樊氏 隴西李氏 ”	隴西辛氏 隴西李氏 博陵崔氏	隴西 隴西成紀 博陵安平	辛威 李弼 崔猷	
崔說 高賓 令狐整	李和 李穆 樊深	李弼 樊深 崔猷	普屯氏 徒河氏	祖大汗、渭州刺史。 祖貴醜、平州刺史。父永、太中大夫。	
渤海平 敦煌修 ”	河東猗氏 隴西狄道 河東猗氏	博陵安平	博陵安平	祖弁、武邑郡守。父楷、殷州刺史。	
宇文氏 獨孤氏 宇文氏	宇文氏 宇文氏 宇文氏	宇文氏 宇文氏 宇文氏	萬紐于氏 撫拔氏	祖挺、光州刺史。	
崔謙の弟。	曾祖嗣、祖詔安、みな官は郡守に至り、良一千石たり。父虬、敦煌郡守。				

28 25 46 36 61 30 31 23	氏姓・本貫	姓名	本貫地	賜姓
	京兆韋氏 京兆杜陵氏	河東薛氏 河東柳氏 薛端	河東裴氏 河東柳氏 柳善	韋孝寬 裴文舉
			河東柳氏 柳慶	韋鴻
			河東解縣	裴文舉
			河東汾陰	河東聞喜
				京兆杜陵

表Ⅳ 第三等級漢族名家賜姓表

姓名	本貫地	賜姓	備	考
韓褒 侯植 蘇椿 梁台 王傑 趙貴 李昶 蔡祐 李彥 寇偶 趙佺 韓雄 趙昶 劉志 寇和 上谷昌平 天水上部	(その先は潁川穎陽人) 上谷 武功 長池 金城直城 天水南安 頓丘臨黃 (その先は陳留圉人) 梁郡下邑 上谷昌平 河南東垣 天水南安 弘農華陰 上谷昌平	侯呂陵氏 賀蘭氏 賀蘭氏 宇文氏 乙弗氏 宇文氏 大利稽氏 宇文氏 若口引氏 宇文氏 宇文氏 宇文氏 若口引氏 尉遲氏	高祖、平涼郡守。父演、恒州刺史。 高祖恕、北地郡守。州郡の冠族たり。父欣、泰州刺史。 累世二千石たり。父協、武功郡守。 父去斤、隴西郡守。 高祖万国、燕州刺史。 祖仁、良家の子を以て武川に鎮す。 祖彪、名は魏朝に重んぜらる。父遊も亦才行あり。当世の称する所と なる。 祖讓、陳留郡守。父襲、名は西州に著わる。斉安郡守。 祖先之、淮南郡守。父靜、南青州刺史。 祖讚、南雍州刺史。父璡、郢州刺史。 曾祖襄、赭陽郡守。 曾祖襄、中山郡守。祖泓、廣武令。父琛、上洛郡守。 高祖隆、馮翊郡守。祖善、弘農郡守、北雍州刺史。父魂、汝南郡守。 祖延寿、良家の子を以て武川に鎮す。	祖魂、平涼郡守。父演、恒州刺史。 高祖恕、北地郡守。州郡の冠族たり。父欣、泰州刺史。 累世二千石たり。父協、武功郡守。 父去斤、隴西郡守。 高祖万国、燕州刺史。 祖仁、良家の子を以て武川に鎮す。 祖讓、陳留郡守。父襲、名は西州に著わる。斉安郡守。 祖先之、淮南郡守。父靜、南青州刺史。 祖讚、南雍州刺史。父璡、郢州刺史。 曾祖襄、赭陽郡守。 曾祖襄、中山郡守。祖泓、廣武令。父琛、上洛郡守。 高祖隆、馮翊郡守。祖善、弘農郡守、北雍州刺史。父魂、汝南郡守。 祖延寿、良家の子を以て武川に鎮す。
65 52 50 49 48 41 29 26 24 18 17 6 4 3 2				

族系人物が弘農楊氏を冒称したものと考えられる⁶⁴。また38楊紹は楊堅の族人であり⁶⁵、59楊尚希は隋の宗室であり⁶⁶、これらも北族系人物が弘農楊氏を冒称したものと考えられるので、これら三例は第四等級漢族として扱うことにする。そのように扱うと、表IIにより、第一等級漢族名家に対しては、宇文あるいは賀蘭という胡姓を賜与したことがわかる。賜姓の見当たらない太原王氏などについても、宇文あるいは賀蘭の姓が賜与されたと考えてよいであろう。次に表IIIによれば、第二等級漢族名家に賜与された胡姓は、宇文・普屯・徒河・万紐于・揷拔・独孤の六姓であ

表V 第四等級漢族賜姓表

姓名	本貫地	賜姓
王德 劉亮 耿蒙 田弘 段永 趙肅 申徵 張軌 唐瑾 楊忠 陳忻 楊纂 楊紹 閻慶 劉雄 王勇 代武川 弘農華陰 廣寧 北海平壽 弘農華陰 宜陽 濟北臨邑 河南洛陽 魏郡	代郡武川 中山 鉅鹿 高平 （その先は遼西石城人） 河東平陽 烏丸氏 侯莫陳氏 和稽氏 紇干氏 爾綿氏 乙弗氏 宇文氏 宇文氏 宇文氏・万紐子氏 普六如氏 尉遲氏 莫胡盧氏 庫汗氏 叱利氏 大野氏 宇文氏 宇文氏 宇文氏 普六茹氏 叱羅氏 賀婁氏	宇文・賀蘭・侯呂陵・侯伏侯・賀屯・乙弗・大利稽・若口 引・尉遲の九姓であり、表Vによれば、第四等級漢族に賜与された胡姓は、宇文・万紐子・乙弗・烏丸・侯莫陳・和稽・紇干・爾綿・普六如・尉遲・莫胡盧・庫汗・叱利・大野・叱羅・賀婁の十六姓となる。
張慈 張羨 楊尚希 竇允 楊尚希 清河東武城 河間鄭 弘農		

21 楊忠・38 楊紹・59 楊尚希は北族系人物と考えられるので第四等級漢族に分類した（本稿65・67頁参照）。

り、表IVによれば、第三等級漢族名家に賜与された胡姓は、宇文・賀蘭・侯呂陵・侯伏侯・賀屯・乙弗・大利稽・若口引・尉遲の九姓であり、表Vによれば、第四等級漢族に賜与された胡姓は、宇文・万紐子・乙弗・烏丸・侯莫陳・和稽・紇干・爾綿・普六如・尉遲・莫胡盧・庫汗・叱利・大野・叱羅・賀婁の十六姓となる。

一 胡姓賜与の実態

西魏・北周の北族社会では、六鎮の乱とその後の混乱により、北魏孝文帝時代に形成された胡姓の上下関係は崩れたが、漢族社会では、数世紀にわたる動乱および異民族の支配下にもかかわらず、漢姓の上下関係は存続していたと思われる。そこで、第一・第二・第三等級漢族名家および第四等級漢族の漢姓を表VI①にまとめ、それぞれに賜与された胡姓を等級別に対応させると、表VI②が得られ

表VI(1) 漢姓等級表

I	滎陽鄭氏 京兆韋氏 河東裴氏 河東薛氏	隴西辛氏 隴西李氏 博陵崔氏 河東樊氏 敦煌令狐氏	渤海高氏	颍川韓氏 上谷侯氏 武功蘇氏 長池梁氏 金城王氏	代郡王氏 中山劉氏 鉅鹿耿氏 高平田氏 遼西段氏
II					
III	頤丘李氏 陳留蔡氏 梁郡李氏 上谷寇氏 河南韓氏 弘農劉氏	濟北張氏 北海唐氏 宜陽陳氏 河南閻氏 京兆王氏 河間張氏 清河張氏	魏郡申氏 濟北張氏 廣寧楊氏 臨洮劉氏 侯呂陵 侯伏侯 賀屯 乙弗 大利稽 若口引 尉遲	普屯 徒河 万紐于 獨孤	賀蘭 宇文
IV					

表VI(2) 賜姓より見た胡姓等級表

I	賀蘭 宇文	宇文	宇文	宇文
II				
III	侯呂陵 侯伏侯 賀屯 乙弗 大利稽 若口引 尉遲	萬紐于 獨孤	賀蘭 宇文	宇文
IV				

註一、
53拓王、22可頻、33步六孤(歩陸孤)、57車非
56独孤は等級を確定できないので仮りにIVに分類し
た。

二、
56独孤は等級を確定できないので仮りにIVに分類し
た。
55頁参考)。

この表によると、まず、第一等級の胡姓として宇文姓が見られるが、西魏の宗室である元氏が宇文泰の傀儡にすぎず、実際に胡姓を賜与したのは宇文泰と考えられるから、これは当然であろう。宇文姓と並んで賀蘭姓が最高位に置かれたのは、西魏建国以来の功臣であり、しかも宇文泰の甥である賀蘭祥の存在が原因と思われる。宇文泰が関中地方の霸者となつたとき、一族の大半は敵対する高歡の勢力下にある山東地方におり、しかも彼の子供達はまだ幼く、頼れる身内といえば、宇文導・宇文護・賀蘭祥の三名の甥だけであった。そのうえ、『周書』卷二十賀蘭祥伝に、

賀蘭祥、字は盛榮。その先は魏と俱に起る。……その後、良家の子を以て武川に鎮する者あり、遂にここに家す。

とあるように、賀蘭氏は、北魏建国当初よりの名門であった。血縁と実績により、宇文泰は賀蘭姓を第一等級の胡姓としたのであろう。しかし賜姓された例は、表で見る限り賀蘭姓は一例にすぎず（表Ⅱ参照）、宇文姓が圧倒的に多い。

次に、第二等級の胡姓のうち普屯・撫拔の二姓が、何故高位の胡姓とされたかは、いまのところ明らかにし得ないが、徒河姓は『隋書』卷八十三吐谷渾伝に、

吐谷渾は、もと遼西鮮卑の徒河涉帰の子なり。初め涉帰に二子あり。庶長は吐谷渾と曰い、少は若洛虜と曰う。涉帰死して、若洛虜代わり部落を統ぶ。これを慕容氏となす。吐谷渾は若洛虜と協せず。遂に西して離を度り、……その後、遂に吐谷渾を以て國の氏となすなり。

とあるように遼西鮮卑の姓であり、もともと高位の鮮卑姓であった。万紐于姓はすなわち于氏であり、北魏の高官に于栗磾⁶⁴を出し、西魏・北周の元勲于謹はその代表者である。独孤姓も、元勲独孤信を代表者としている。そして第一等級漢族名家の場合、その半数の例が宇文姓を賜与され、賀蘭姓はなく、他姓はいずれも一例に過ぎないのである（表Ⅲ参照）。

表VII 低位漢族字文氏表

等級	姓名	本貫地	備	考
50 49 48 47 44 29 24 17 16 15 14	申徽 張軌 唐瑾 王傑 李昶 李彥 劉雄 王悅 韓雄 趙昶 劉志 京兆藍田 梁郡下邑 臨洮子城 河東東垣 天水南安 弘農華陰	魏郡 濟北臨邑 北海平壽 金城直城 頓丘臨黃 梁郡下邑 臨洮子城 京兆藍田 河東東垣 天水南安 弘農華陰	四方への書檄は皆(申)徽の辞なり。 爾朱氏敗るののち、遂に杖策して入関す。 朝章国典は、(唐)瑾みなこれに參ず。 孝武の西遷に従う。周の文(帝)、その才を奇とす。 丞相府記室参軍・著作郎。国史を修む。 魏の孝武に従いて入関し、著作佐郎を兼ね、起居注を修む。 大統中、起家して太祖の親信するところとなる。 太祖の初めて閔・離を定めしとき、(王)悅、郷里を率募して從軍し、しばしば戰功あり。 東魏攪乱に功あり。 氐族慰撫に功あり。 東魏攪乱に功あり。広州を挙げて國に帰す。	
III III N N III III N N	劉志 王傑 李昶 李彥 劉雄 王悅 韓雄 趙昶 劉志 京兆藍田 梁郡下邑 臨洮子城 河東東垣 天水南安 弘農華陰	魏郡 濟北臨邑 北海平壽 金城直城 頓丘臨黃 梁郡下邑 臨洮子城 京兆藍田 河東東垣 天水南安 弘農華陰	四方への書檄は皆(申)徽の辞なり。 爾朱氏敗るののち、遂に杖策して入関す。 朝章国典は、(唐)瑾みなこれに參ず。 孝武の西遷に従う。周の文(帝)、その才を奇とす。 丞相府記室参軍・著作郎。国史を修む。 魏の孝武に従いて入関し、著作佐郎を兼ね、起居注を修む。 大統中、起家して太祖の親信するところとなる。 太祖の初めて閔・離を定めしとき、(王)悦、郷里を率募して從軍し、しばしば戰功あり。 東魏攪乱に功あり。 氐族慰撫に功あり。 東魏攪乱に功あり。広州を挙げて國に帰す。	

また第三等級および第四等級の胡姓が、何故その地位におかれたかは明らかにし得ないが、賜姓された例は、宇文姓が半数には及ばないものの、やはり最も多く、他姓は賀蘭・若口引・乙弗・尉遲の各二例を除いて、いずれも一例に留まっている（表IV・V参照）。そして第三等級漢族名家および第四等級漢族のうち、宇文姓を賜与された者について、宇文泰との関係・職掌などを調べると、表VIIになり、次の特色が見られる。一、申徽・唐瑾・李昶・李彥ら、文人が多い、二、申徽・張軌・唐瑾・王傑・李彥・劉雄・王悅ら、賀拔岳に従っていた者も含めて、宇文泰が閔中の霸者となる以前からの臣下が多い、三、韓雄・趙昶・劉志ら、北周受禅後に論功行賞として賜姓された者が多いことである。ただ55寮允は、「周書」卷三十七高賓伝の付伝で賜姓の事実が明記されているが、閔連記事がないので不明である。しかし要するに、漢族を支配し服従させるためには、中国社会の伝統に基づく文治を必要としたが、宇文泰は

じめ北族は、軍事面に優れても、文化面でははるかに劣っていた。そのため、低位の漢族でも、¹⁴申徽のように、文才に恵まれた有能な人物を自分の手足とし、政治の側面を担当させる必要があったのである。そのために当時最高権力者となつた宇文泰と同じ宇文姓が、漢族社会の最高位者に限らず低位者にも賜与されたのであり、宇文泰が漢族名家のみならず、広範囲に土着漢族の支持と協力を得ようとしたことが明らかである。

次に、漢族に胡姓を賜与する際の具体的な方法について述べよう。『周書』卷三十六令狐整伝には、

(令狐) 整は国難未だ寧まざるを以て、常に宗を挙げて力を効すを願う。遂に鄉親一千余人を率いて入朝し軍に隨いて征討す。……太祖また整に謂いて曰く、「卿が勳は妻・項に同じく、義は骨肉に等しく、立身敦雅は、以て人に範たるべし。」と。遂に姓宇文氏を賜い、併せて名整を賜う。宗人三百余戸も、みな属籍に列す。

とあり、45令狐整のみに宇文という姓を賜与したのではなく、その一族にも同じく宇文姓を賜与したことがわかる。また、21楊忠・楊堅父子がともに普六如姓を、19崔謙・54崔説兄弟がともに宇文姓を、33陸通・62陸達兄弟がともに歩六孤（歩陸孤）姓を賜与されており、一族の者に同じ胡姓を賜与することは、一般化していたと思われる。ただ、『周書』卷二十五李賢伝保定二年の条には、

太祖……因りて（李）賢の妻眞に姓宇文氏を賜い、養いて姪女となし、賜与すること甚だ厚し。

とあり、李賢の妻吳氏が宇文姓を賜与されているのに対し、李賢の弟39李穆は撝拔姓を賜与している（表一参照）。ことから見ると、同じ胡姓を賜与される一族は父系に限られたようである。さらに、『周書』卷二文帝紀下西魏恭帝元年の条に、

魏氏の初め、統國二十六、大姓九十九あり。後多くは絶滅す。ここに至りて、諸将の功高き者を以て、三十六国の後となし、次

功者を九十九姓の後となす。統ぶる所の軍人も、亦改めてその姓に從わしむ。

とあり、一族だけではなく、従者も主人と同じ胡姓を賜与されたことがわかる。そして、『隋書』卷四十六張豐伝に、

張豐、字は士鴻、河間鄭の人なり。……周の太祖、引きて従事中郎となし、姓叱羅氏を賜う。

とあり、ほかにも同様の史料^{脚注}が見られて、宇文以外の姓も一般に宇文氏が直接賜与したものと考えられる。ところが一方、『北史』卷七十二高頬伝には、

父賓は、東魏に仕え、位は諫議大夫たり。大統六年、讒を避け官を棄てて西魏に奔る。独孤信、賓を引きて僚佐となし、姓独孤氏を賜う。

とあり、『北史』卷七十三独孤楷伝には、

もと姓は李氏。父屯、齊の神武帝に従いて周師と沙苑に戦う。齊師敗績し、因りて柱国独孤信の禽うる所となる。配されて士伍となり、信の家に給仕され、漸く親近されるを得、因りて姓独孤氏を賜わる。

とある。このように51高賓は東魏より西魏に亡命し、独孤信に仕えて独孤姓を賜与され、56李屯は北周の捕虜となつたのち、独孤信に仕えて独孤姓を賜与されている。すなわち、いずれの場合も、独孤というその主人の胡姓が賜与されている。また、『周書』卷四十五樊深伝には、

樊深、字は文深、河東猗氏の人なり。……尋いで于謹引きてその府の参軍となし、館に在りて子孫に教授せしむ。……（于）謹司空を挙げるや、深を以て諮詢となす。……のち国子博士に除せられ、姓万紐于氏を賜わる。

とあり、27樊深も、主人である万紐于謹（于謹）の万紐于姓を賜与されている。なお、『周書』卷三十二唐瑾伝には、

朝草国典は、瑾みなこれに参す。戸部尚書に遷り、位を驃騎大將軍・開府儀同三司に進められ、姓宇文氏を賜わる。時に燕公于謹は勲高く望重くして、朝野の属する所なり。文帝に白して言う、「瑾は学行兼ね修む。願わくはこれと姓を同じくし、結びて兄弟となば、子孫その余論を承け、義方に益あるに庶し。」と。文帝歎じ異とするところを久しくし、更めて瑾に姓万紐于氏を賜う。……于謹南して江陵を伐つや、瑾を以て元帥府長史となす。軍中の謀略は、多く瑾より出ずるなり。

とあり、16唐瑾の場合は、すでに宇文姓を賜与されていたのに、于謹が宇文泰に申請して更めて彼に万紐于姓を賜与し、自分の府の長史として従軍させている。つまり、宇文氏の配下にあつた唐瑾が、万紐于氏の配下に移されたのである。これら四例はいずれも、それぞれの主人から賜姓されたものと考えられ、先の文帝紀の「統ぶる所の軍人も亦改めて其の姓に従わしむ」という記載を裏付けている。ただし、おそらく独孤信・于謹など北族有力者のみが、宇文泰の承認を得て、特定の家臣、あるいは家臣にしたい特定の者に、自分と同じ胡姓を賜与し得たのであろう。

以上より、宇文を筆頭に、賀蘭一万紐于・独孤など一侯呂陵など一烏丸などと統く西魏・北周時代の胡姓の等級は、北魏初めの宗族十姓—勲臣八姓—内入諸姓という等級⁽⁴⁾と形式的には同様でありながら、内容的には宗室ないしは最高権力者が拓跋氏から宇文氏に変わり、その他の胡姓の等級も変わって、北魏時代と異なる西魏・北周時代独特の胡姓の上下関係を見ることができ、新たな部族連合に基づく北族的体制の確立を志向したことが窺われるのである。

三 胡姓受容の原因

ところで、漢族にとっては、胡姓を賜与されることにどのような意味があつたのであらうか。また、自らの伝統文化を重んじる漢族、特に漢族名家が、本来は蔑むべき胡姓を広範囲に受容したのは何故であらうか。これらの点に

ついて「官族」を中心に考えてみよう。『春秋左氏伝』隱公八年の伝には、

官に世功あれば、則ち官族あり。邑も亦かくの如し。

と見え、ここでは世襲の職によって賜わった族（姓氏）という意味で使われており、また、『晋書』卷六十索靖伝には、

索靖、字は幼安、敦煌の人なり。累世官族たり。

と見え、『新唐書』卷一百一十九陽城伝には、

陽城、字は允宗、定州北平の人なり。陝州夏県に徙り、世々官族となる。

と見え、官吏としての家柄という意味で使われている。それでは、西魏・北周時代には、「官族」はどのような意味で使われていたのであろうか。

北周の庾信の著わした『庾子山集』卷十四周上柱国宿国公河州都督普屯威神道碑には、

公、諱は威、字は某、河南洛陽の人なり。旧姓は辛、隴西の人なり。……（大統）十三年、車騎大將軍・儀同三司を授けられ、尋いで驃騎大將軍・開府に遷る。仍りて姓普屯を賜わり、即ち官族となる。

とあり、8辛威が、普屯といら第二等級の胡姓を賜与されたことにより、官族になったと記している。この「官族」を解明する手がかりになるものとして、『庾子山集』卷十四周車騎大將軍賀婁公神道碑の、

公、諱は慈、字は元達、もと姓は張、清河東武城の人なり。……（祖慶は）車騎大將軍・儀同三司・散騎常侍・霸城縣開國伯となり、河州刺史を贈らる。……（父璨は）使持節・車騎大將軍・儀同三司・散騎常侍・武定縣開國公に終わり、河州刺史を贈らる。……（公は）國家の官族にして君首姓たり。車騎大將軍・儀同三司に起家し、爵を襲いて公となり、邑を増されて合わせて

一千六百戸なり。

という記載がある⁽⁴⁾。この史料から、64張慈は、祖父・父とも車騎大將軍・儀同三司にまで登った家柄であり、これが國家の官族と呼ばれ、しかも彼が首姓であつたので、車騎大將軍・儀同三司に起家され⁽⁵⁾、父の爵を継いで公爵となつたことがわかる。そしてこれにより、先の普屯威神道碑に見える「官族」という語も、車騎大將軍・儀同三司以上の家柄と理解できよう。ちなみに、『周書』卷二十七辛威伝によると、彼は上柱国の位⁽⁶⁾にまで進んでいる。

さて、8辛威が胡姓を賜与されたことによつて、官族、すなわち車騎大將軍・儀同三司以上の家柄になつたことは、西魏・北周時代において、どのような意味があつたのであらうか。既述のように、西魏では、東魏に対抗するため兵力増強に努め、大統十六（五五〇）年、二十四軍制を成立させた。浜口重国氏の研究⁽⁷⁾によると、この軍事制度には、六柱国大將軍—十二大將軍—二十四開府儀同三司—九十六儀同三司という指揮系統があつた。二十四軍の基本単位である儀同府を率いる者が、問題の車騎大將軍・儀同三司である。すなわち、西魏・北周時代では、漢族でも、軍功をたてるによつて、胡姓を賜与される資格が生じ、それを受容することにより、一、官族、すなわち車騎大將軍・儀同三司以上の家柄となり、二、儀同府統率の権利を得、三、さらなる軍功をたてる機会に恵まれ、四、官界での出世が約束され、五、自己の地位の保全が可能となつた。ただし、受容した胡姓と官職の間には特別なつながりは認められない。そして、実際に二十四軍が成立した大統十六（五五〇）年、北周が受禅した孝閔帝元（五五七）年、対北齊攻勢のため軍備増強につとめた保定四（五六四）年について、北族や胡姓受容漢族が柱国大將軍・大將軍・開府儀同三司中に占めた人数をまとみると表Ⅷになり、西魏・北周の軍隊の上級指揮官は、その大部分が胡姓を持つていたと考えられる⁽⁸⁾。大冢宰・大司徒などの六卿官は、おそらくこれらの中から選ばれたのであろう。このように、胡姓賜与は官制・軍制全般と密接に関連していくのである。

表Ⅷ 二十四軍の人的構成表

①大統十六（五五〇）年

	総数			北族	北族系	うち賜姓	漢人
	柱国大將軍	大將軍	開府儀同三司				
柱国大將軍	19	12	8	6	9	5	0/1
大將軍	41	20	14	12	8	9	5/8
開府儀同三司	1	8	4	6	5	4	3/4
	0	5	3	3	4	3	0/3
	0/1	5/8	3/4	3/6	4/5	3/4	0/2
	14	10	1	23	7	1	1/1
	8	5	1	15	3	1	1/1
	8/14	5/10	1/1	15/23	3/7	1/1	4/8

③孝閔帝元
（五五七）年

柱国大將軍	大將軍	開府儀同三司
23	24	13
8	6	8
1	8	4
0	5	3
0/1	5/8	3/4
14	10	1
8	5	1
8/14	5/10	1/1

北族の支配が長期にわたれば、従来の漢族有力者たちも、多くが自己の地位保全のために北族との妥協を図るのは、もとより自然の趨勢であろう。しかし他方、西魏・北周が『周礼』に基づいて官制を制定したことは、漢族が北族中心の政界へ進出する際の心のわだかまりを柔げたと考えられ、それは西魏・北周の意図するところでもあった。そして現実に西魏・北周時代には絶えず四方の敵と戦闘が繰り返されたので、中央も地方も長官はほとんど武将によって占められ、漢族にも、武功をたてさえすれば中央政界での出世が可能となつたのである。⁴⁶⁾

結

ここで以上述べ來たつたところを総括し、併せて序に取り上げた諸見解について私見を加えたい。

註一、北族系とは、系図のうえでは北族か漢民族か確定できないが、漢民族であるとしても、長年北鎮にあり北族の風習に染まつたと思われる者を指す。

二、分母は各項の総数、分子は賜姓された者の数を表わす。

北族的体制強化の一環として実施されたことが明らかである。その北族的体制は、北魏時代と形式的に同様でありながら、内容的には宇文を筆頭に西魏の元勲・功臣の、胡姓を中心とする新たな上下関係を基軸にしていた。その体制の中核はあくまでも北族であるが、宇文泰は、北族に対しては北族本来の体制に従つて、独孤・万紐子など特定部族にはそれぞの勢力拡大をかなり認めながらまたそれらに一定の制限を加えることによつて、宇文中心の体制をつくり上げたのである。漢族については、胡姓を賜与してこの体制に組み入れたのであるが、その漢族を柳芳の氏族論に基づいて分類すると、第一・第二・第三等級漢族名家と第四等級漢族に区分できた。宇文姓は漢族名家の間では上層の等級ほど多数賜与されているが、それぞれが一族および徒者にわたつており、その総数も上層の等級ほど多數にのぼつたと思われる。さらに賜姓は第四等級漢族のような低位者にも及んでいて、宇文泰が広範囲に土着漢族の支持と協力を得ようとしたことが分かる。また宇文泰は、漢族を組み入れるにあたつて漢人蘇縛を用い、『周礼』に基づく官制を制定して彼らを懷柔し、胡姓を受容するか否かによって自分に対する忠誠心の度合いを計り、彼らをまず二十四軍中に取り込んで表面上は胡漢の別を目立たなくし、北族中心の軍隊を強化して北族的体制を確立しようとしたのである。特に第四等級の漢族は、漢族社会での地位は低くとも、宇文泰と個人的に親密な者、あるいは文才に秀でた者が多く、宇文泰は彼らに政治の側面を担当させ、漢族社会の秩序を導入して官制・軍制を改革したのであり、彼らは宇文中心の北族的体制づくりに極めて重要な役割を演じたと思われる。西魏・北周が華北平定を達成できたのは、宇文泰の土着漢族に対するこのよくな周到な配慮が大きな原因となつていたのであろう。

要するに漢族に胡姓を賜与して胡漢の氏族を新たに分定し、宇文氏を中心とする血縁本位の北族体制を形式的に拡大して戦闘力を増強するとともに、宇文氏以外の大門閥の発生を防止したのである。従つて序に引用した大川氏、ならびに姚・谷・陳各氏の説は妥当であり、浜口・内田両氏の説は、ともに胡姓賜与についての一側面を述べられたものとすれば、相互に矛盾することなく双方とも肯定し得るのである。

言い換えれば、宇文泰は周官制度・門閥体制という漢風体制を導入し、漢族に胡姓を賜与して北族的体制に取り込むことにより、胡風体制を固め、支配領域の防衛と拡大につとめたのであった。その体制について谷川氏は「北魏建国以前の部族連合の昔に回帰し、……復古的的理念に立つことによって、あるべき国家像を示したのである。」と言われたが、私はむしろ、漢族領域内で北族を中心に漢族の支持と協力をとりつけた新たな国家像を示したものと考えている。

しかし、この宇文氏を中心には、胡姓受容漢族をも含めた部族連合に基づく北族的体制も、北周が華北を平定した後、わずか四年で瓦解してしまう。その理由としては、英主武帝（在位五六〇—五七八年）の急死、およびその後二代にわたる暗君の在位、外戚楊堅の台頭なども考えられるが、根本的原因は、閔中という一地方であるからこそ成立可能であつた北周の北族的軍事体制が、建徳六（五七七）年、漢族的な文化的先進国北齊を征服し、その領域を加えたことによつて、大きな限界に直面したことにある。

このような背景のもとで、北魏から西魏・北周にいたる北朝時代に混ざりあつたと思われるがちな胡漢の姓も、結局は西魏の大統十五年および北周の大象二年と大定元年の詔によつて、それぞれ、北族は胡姓を、漢族は漢姓を名のるように戻されて、胡漢の別が改めて浮き彫りにされた。岡崎氏の述べられたような「漢蛮の境界は……自然に撤消せらるる」ことはなかつたのである。むしろ私は、胡姓賜与の問題は胡漢関係の基本的問題を単的に反映していく、西魏・北周が実施した漢族領域内での胡化政策には北魏の漢化政策以上の制約があるばかりでなく、基本的に胡漢両勢力の融合がきわめて困難であることを示す結果となり、それが次の隋唐帝国の政策に大きく影響したものと考えている。なお、西魏・北周の北族的体制を究明するためには、さらに本來的な北族体制および漢族体制と比較しなければならないが、それは今後の課題としたい。

(1)

漢化政策は、北鎮残留の北族軍人の間では徹底されなかつた。これは、『周書』卷二十六長孫儕伝に、

(長孫) 儕は容貌魁偉にして音声は鐘の如く、大いに鮮卑語を為す。人をして伝訳せしめて以て客に問う。

とあるように、その後の東魏・北齊・西魏・北周の宫廷で鮮卑語が話されたことからも明らかである。このことは、内田吟風「北朝政局における鮮卑・匈奴等諸北族系貴族の地位」『北アジア史研究』匈奴篇、同朋舎、一九七五年、三五六一七、三六一頁、に詳しい。

(2)

『通典』卷七食貨七歷代盛衰戸口の条によれば、東魏・西魏に関する記述はないが、北周末の約九百万人に対し、北齊末では約二千万人の人口を有したとある。

(3)

宮崎市定『九品官人法の研究』東洋史研究会、一九五六年、四九七頁。

『周書』等の記載を総合すると、北魏の分裂時、東魏側に入流した北族が二十数万人であつたのに對して、西魏側のそれは一万数千人であつたと思われる。このことは、浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」『秦漢隋唐史の研究』上巻、東大出版会、一九六六年、一六九一一五〇頁、に詳しい。

(4)

『周書』卷二文帝紀下大統九年三月の条に、「是に於て広く閥寵の豪右を募り、以て軍旅を増す。」とある。

岡崎文夫『魏晋南北朝通史』弘文堂、一九三二年。宮崎、前掲書。宮川尚志「北朝における貴族制度」『六朝史研究』政治・社会篇 日本学术振興会、一九五六年、三九九一四二六頁。浜口、前掲『秦漢隋唐史の研究』上・下巻。谷川道雄『隋唐帝国形成史論』筑摩書房、一九七一年。内田、前掲『北アジア史研究』匈奴篇、鮮卑柔然突厥篇。姚徽元『北朝胡姓考』科学出版社、北京、一九五八年。谷霽光『府兵制度考索』人民出版社、上海、一九六一年。陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』中華書局、北京、一九六三年、など。

岡崎、前掲書、六九五頁。

浜口「西魏における虞姓再行の事情」前掲『秦漢隋唐史の研究』下巻、七四八頁。

内田、前掲論文、三五九頁。

谷川『世界帝国の形成』講談社現代新書、一九七七年、一七六頁。

大川「西魏における宇文泰の漢化政策について」『立正大学文学部論集』第七卷、一九五七年、七七頁。

姚、前掲書、六五頁。

谷、前掲書、三四頁。

(14) 陳、前提書、九一頁。

(15) これらの研究のほかに、Albert E. Dien, "The Bestowal of Surnames under The Western Wei-Northern Chou" *T'ung Pao*, Vol. LXIII, 2-3, 1976, pp. 137-177. 朱紹祖「西魏賜姓源流考」『張鶴生先生七十生日記念論文集』(丸山)

(16) 七年があるが、朱論文は筆者未見である。
李弼は、「周書」卷十五李弼伝には「遼東襄平人」とあるが、「北史」卷六十同伝には「隴西成紀人」とあるので、この点は「北史」に従い、隴西李氏とする。まだ、博陵崔氏(名は、清河崔氏)に一等級劣る理由で、第一等級漢族名家とした。

(17) 李穆・43李和の両名は、先祖の本貫地により、隴西李氏とし、第一等級漢族名家に分類した。

(18) 52寇和は、41寇儂と同姓同本貫地なので第二等級漢族名家とした。65趙佺も、18趙貴・49趙昶と同じく天水趙氏なので、第三等級漢族名家に分類した。

(19) 湊口、前掲「西魏の114回軍と儀同府」1111六頁。

(20) 『元和姓纂』卷十、十九譯、拓王の条に「樂浪の人なり。祖の罷、後魏の伏波將軍にして武川に鎮し、姓拓王氏を賜わる。」

(21) 湊口、前掲「西魏の114回軍と儀同府」1111六頁。

(22) 5王盟は、高句麗族の王氏と思われる。詳しくは、姚、前掲『北朝胡姓考』一七三一四頁参照。33陸通と62陸逞は兄弟であり、それぞれに賜与された歩六孤姓と歩陸孤姓は同音異字と思われる。この場合、先の柳芳の氏族論によれば、吳姓の陸氏に対しても歩六孤(あるいは歩陸孤)姓を賜与したとも、虞姓の陸氏を旧姓の歩六孤姓に戻したとも考えられるが、西魏・北周の領域から推測すると吳姓とは考えにくいので、ここでは北族の陸氏とする。40叱羅協は、その本姓から、北族であることは明白である。なお、『周書』卷十一叱羅協(伝保定)一年の条には、

(23) (叱羅)協既に(宇文)護の重委を受けるも、婚を帝室に連ねるを得んことを嘆い、乃ち旧姓叱羅氏に復かんことを求む。護ために奏請し、高祖これを許す。
とあり、宇文協が北周宗室宇文氏と姻戚関係に入るため旧姓に戻ることを願い出ている。すなわち、本来の宇文氏の賜姓された宇文氏との間にも、同姓不娶の風習の存在したことわかる。57周振は、「隋書」卷五十五周振伝に、
周振、字は世安、その先は後魏と同源なり。初め普乃氏となるも、洛陽に居するに及びて、改めて周氏となる。……周の閔帝、禪を受くるや、姓車非氏を賜う。……(隋の)高祖、禪を受くるや、姓を周氏に復す。
とあり、北族である。また、西魏・北周時代に賜与された胡姓が、楊堅によつて旧姓に戻されたことは、これによつて証

明される。

(21) 楊忠・楊堅父子の出自についてはしばしば問題となるが、私は、一、楊忠が目立った活躍がないにもかかわらず創成期の十二大将軍の一人に選ばれたこと、二、宇文氏・独孤氏と姻戚関係を結んでいたことから、隋室楊氏は、宇文氏と近い北族系人物であると考える。

(22) 『隋書』卷四十三觀德王雄伝には、

觀德王雄、初名は惠、高祖の族子なり。父紹は周に仕え、八州刺史を歴し、饗城県公にして、姓叱^{ハシ}引氏を賜わる。とある。なお、賜与された胡姓が、叱利・叱呂引のいずれが正しいかは不明である。

(23) 『北史』卷七十五楊尚希伝に、

隋の文帝、尚希宗室の望にして、また(尉遲)廻に背きて至るを以て、これを待すこと甚だ厚し。^{もとむ}

とある。

(24) 『魏書』卷一百一十三官氏志記載の宗族十姓のうち、胡氏(乾骨氏)・丘氏(丘敦氏)などが正史に現われないことからも明白である。

(25) 北朝全期を通じて、北族宗室が漢族名家と姻戚関係を保っていることから、当時の漢姓の上下関係の存続がしのばれる。このことは、宮川、前掲論文に詳しい。

(26) 『魏書』卷三十一于栗磾伝によると、于栗磾は外都大官の位にまで登っている。

(27) (28) 一九八四年二月七日付朝日新聞によると、最近、寧夏回族自治区固原県深溝村竜田にて李賢の墓誌が発掘されたが、詳細は明らかでない。

(29) 『周書』卷三十七韓褒伝に、

太祖、丞相となるや、褒を引いて錄事參軍となし、姓侯^{ハサ}陵氏を賜う。

とあり、『周書』卷十七劉亮伝にも、宇文泰が劉亮に侯^{ハサ}陳氏を賜姓したとある。

(30) 『魏書』卷一百一十三官氏志および姚、前掲『北朝胡姓考』によると、宗族十姓は元・胡・周・長孫・奚・伊・丘・亥・叔孫・車、勲臣八姓は穆・陸・賀・劉・樓・于・稽・尉、内入諸姓は連・僕など多数という等級に分けられる。

多數の漢族が胡姓を受容した反面、胡姓受容を拒絶した漢族が存在したものと考えられる。

(31) (30) 『庾子山集』中に「官族」という語は、賀婁公神道碑のほかに、卷十四周柱国楚國公岐州刺史慕容公神道碑に、

公、諱は寧、字は永安、昌黎徒河の人なり。……魏室の難に因りて、姓を豆盧に改め、仍りて官族となる。

とあり、卷十五周大將軍鄒邪定公司馬裔墓誌銘に、

公、諱は裔、字は遵胤、河内温の人なり。……「父悅は」言は官族を思い、また女を齊の胤に求む。

とあるが、「官族」解明の手掛りにはならない。

『周書』などの正史に64張慈の列伝はないが、車騎大將軍・儀同三司に起家されたことは異例の処遇といえよう。

『周書』卷六武帝紀下建德四年の条に、

冬十月戊子、初めて上柱国・上大將軍の官を置く。開府儀同三司を改めて開府儀同大將軍となす。又上開府・上儀同の官を置く。

とあるように、北周では、柱国大將軍以下の位に即く者の数の増大に伴い、建德四（五七五）年十月に、上柱国などの位を置いた。

浜口、前掲「西魏の二十四軍と儀同府」。

柱国大將軍以下の位にある者の数は、前述の浜口説によれば表Ⅲに示す人数より少ないが、おそらく、浜口説の二十四軍指揮系統図は、あくまで軍事行動時の構成であろう。しかし、『周書』卷五武帝紀建德三年十二月の条に、

丙申、諸軍の軍士を改めてみな侍官となす。

とあり、『隋書』卷二十四食貨志後周太祖作相の条に、

建德二年、軍士を改めて侍官となし、百姓を募りてこれに充て、その県籍を除く。この後、夏人の半ば兵となるなり。

とある。両書記載の年代に一年のずれはあるが、いずれにせよ、建德五・六（五七六・七）年の東伐に備えて、このころ、從来より一層大量に漢族を補充して、軍隊を増強したことがわかる。

宮崎、前掲書、四九三頁。